

名古屋市上下水道局管理規程第34号

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程及び名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部を次のように改正する。

令和7年12月19日

名古屋市上下水道局長 酒井雄一

(名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者」を「本市の給水区域において給水装置の工事を施行する指定給水装置工事業者等」に改める。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 指定給水装置工事業者等 名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「条例」という。）第7条第1項本文の指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事業者」という。）及び他の法第3条第5項に規定する水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「他の指定給水装置工事業者」という。）をいう。

第3条中「指定給水装置工事業者」を「指定給水装置工事業者等」に、「局長」を「上下水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項本文」に改める。

第10条第1項中「指定給水装置工事業者」を「指定給水装置工事業者等」に改め、「基準」の次に「（他の指定給水装置工事業者にあっては、第1号及び第2号に掲げる基準を除く。）」を加え、同項第4号中「主任技術者」の次に「（他の指定給水装置工事業者にあっては、同号の指名に相当する指名をした主任技術者。第13条において同じ。）」を加え、同条第2項中「指

定給水装置工事業者」を「指定給水装置工事業者等」に改める。

第11条及び第12条中「指定給水装置工事業者」を「指定給水装置工事業者等」に改める。

第13条中「指定給水装置工事業者」を「指定給水装置工事業者等」に改め、「係る」の次に「第10条第1項第1号の規定により指名した」を加える。

第14条中「指定給水装置工事業者」を「指定給水装置工事業者等」に改める。

(名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号。以下「条例」という。）第12条の2第1項に規定する指定排水設備工事店」を「本市において排水設備工事を施行する指定排水設備工事店等」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 指定排水設備工事店等 名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号。以下「条例」という。）第12条の2第1項本文の指定排水設備工事店（以下「指定排水設備工事店」という。）及び他の法第4条第1項に規定する公共下水道管理者が条例第12条の2第1項本文の指定に相当する指定をした者（以下「他の指定排水設備工事店」という。）をいう。

第6条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「指定排水設備工事店」を「指定排水設備工事店等」に改め、同項第3号中「責任技術者」の次に「（他の指定排水設備工事店にあっては、これに相当する者。第15条及び第16条において同じ。）」を加え、同条第3項及び第4項中「指定排水設備工事店」を「指定排水設備工事店等」に改める。

第10条及び第11条中「指定排水設備工事店」を「指定排水設備工事店等」に改める。

第22条第1項第1号中「第12条の2第1項」を「第12条の2第1項本文」に改める。

第23条中「指定排水設備工事店等」を「指定排水設備工事店」に改める。

第1号様式表面中「第12条の2第1項」を「第12条の2第1項本文」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に第2条の規程による改正前の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、第2条の規程による改正後の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正)

3 名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第4事業執行関係の表主管本部長の欄第26号中「第7条第1項」を「第7条第1項本文」に、「第12条の2第1項」を「第12条の2第1項本文」に改め、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第27号中「指定工事業者」の次に「及び給水条例第7条第1項ただし書の他の水道事業者等」を、「及び」の次に「下水道条例第12条の2第1項ただし書の他の公共下水道管理者等並びに」を加える。